

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月17日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第9号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例(昭和35年聖籠町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第22条の4中「100分の9.7」を「100分の12.1」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の聖籠町税条例第22条の4の規定は、平成28年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税についてはなお従前の例による。